

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一（略） 二 指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2に定める者 三 指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者	一（略） 二 指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第4の1の注2に定める者 三 指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者

介護給付費等単位数表第6の1の注1の(3)又は(4)に定める者 四 指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号及び障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定める者 介護給付費等単位数表第11の1の注1(3)に定める者	介護給付費等単位数表第5の1の注1の(3)又は(4)に定める者 四 指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号及び障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定める者 介護給付費等単位数表第10の1の注1(3)に定める者
--	--